

🏠 建築相談

📅1月8日(日)10:00~15:00
📍生涯学習センター1階エントランスホール
🔗建築士による住宅の設計・建築・耐震診断などの相談
📞当日直接会場へ。電話相談不可
📍県建築士事務所協会千葉支部 ☎・📠302-8280

🏠 LGBT専門相談

📅1月9日(祝)19:00~22:00 (最終受け付け21:30)、15日(日)10:30~13:30 (最終受け付け13:00)
🔗日常生活でLGBT当事者や周囲の方が抱える性的指向や性自認が関係する悩みなどの相談。相談専用電話 ☎245-5440。LINE相談は、📄「千葉市 LGBT専門相談」で検索
🔗相談日ごと1人1回30分。匿名・通称名での相談可
📍男女共同参画課 ☎245-5060📠245-5539

🏠 行政書士による相続・遺言・成年後見相談

📅📍1月10日(火) = 若葉区役所2階、27日(金) = 中央保健福祉センター15階。いずれも、13:00~16:00
🔗当日直接会場へ。電話相談不可
📍県行政書士会千葉支部・樋口さん ☎080-1039-5550📠306-7233

🏠 暮らしとすまい・法律特設相談

📅1月11日(水)10:00~15:00
🔗相続・遺言、登記、税、不動産取引、建築・リフォーム、土地の境界の相談
👤各相談先着8人
🕒1人30分。電話相談不可
📞1月4日(火)9:00から電話で、広報広聴課 ☎245-5609

特設法律相談

📅1月28日(土)13:00~16:00
🔗弁護士による相続・遺言、離婚、交通事故など法律問題全般の相談
👤16人
🕒1人20分。裁判所で訴訟・調停中のもの、電話相談は不可
📞1月4日(火)~19日(日)に電話で、同課☎前記。電子申請も可
📍中央コミュニティセンター
📍同課 ☎前記📠245-5796

🏠 消費生活センターの多重債務者特別相談

📅1月12日(木)・26日(木)13:00~16:00
🔗弁護士による相談
👤各先着6人
🕒1人30分程度。相談には債務者本人が来所。家族同伴も可。電話相談不可
📞電話で、消費生活センター ☎207-3000
📍同センター ☎前記📠207-3111

🏠 分譲マンション相談・アドバイザー派遣

📅1月12日(木) = 大規模修繕・維持管理・建て替えに関する相談、19日(土) = 法律相談など。いずれも、13:30~16:30
📍中央コミュニティセンター
🔗相談結果により、現地で助言を行うアドバイザーの派遣も可
📞1月4日(火)~6日(金)に電話で、すまいのコンシェルジュ ☎245-5690。📠

245-5691も可(☎を明記)
📍住宅政策課 ☎245-5809📠245-5795

🏠 住宅増改築相談

📅1月13日(金)10:00~15:00
📍区役所。中央区はきぼーる1階
🔗増改築や高齢者向けの改造などの相談
📞当日直接会場へ
📍増改築相談員協議会 ☎285-3003📠290-0050

📍 こころの健康センターの相談

📅①思春期相談 = 1月13日(金)・27日(金)、2月6日(月)14:00~16:00。②一般相談 = 1月18日(水)10:00~12:00。③高齢者相談 = 1月19日(木)14:00~16:00。④アルコール・薬物依存相談 = 1月25日(水)、2月2日(木)14:00~16:00。⑤ギャンブル相談 = 2月8日(水)13:30~16:30
🔗①~④専門医・⑤司法書士による相談
👤本人または家族 👤各3人
📞1月4日(火)から電話で、こころの健康センター ☎204-1582
📍同センター ☎前記📠204-1584

🏠 ちば司法書士総合相談センター相談会

📅1月14日~28日の土曜日10:00~15:00
📍千葉司法書士会館(美浜区幸町2-2-1)
🔗相続、少額訴訟、借金などの相談
🔗自作した書類の確認は不可
📞開催日の2週間前から電話で、ちば司法書士総合相談センター ☎204-8333
📍同センター ☎前記📠247-3998。12月29日(木)~1月3日(火)、日曜日、祝・休日休業

🏠 女性による女性のための相談会

📅1月14日(土)13:00~17:00
📍ペリエ千葉7階ペリエホール
🔗コロナ下の影響を受け、不安や悩みを抱える女性を対象に、女性の弁護士・助産師・心理士などが相談に応じます。
👤女性
📞当日直接会場へ
📍男女共同参画課 ☎245-5060📠245-5539

🏠 空き家空き地相談会

📅1月15日(日)10:00~12:00
📍文化センター
🔗弁護士・司法書士・一級建築士・税理士・土地家屋調査士による、空き家や空き地の処分・解体・相続問題・権利関係などの相談
👤先着20人
📞電話で、日本空き家空地対策協会 ☎307-7688。📠307-7689・📧info@akikyuu.or.jpも可(☎を明記)

🏠 社会保険労務士相談

📅1月16日(月)、2月6日(月)10:00~16:00(12:00~13:00を除く)
📍県社会保険労務士会千葉支部事務所(中央区富士見2-7-5富士見ハイネスビル3階)
🔗労働、社会保険、年金などの相談
👤各相談先着5人
🔗電話相談不可
📞電話で、同支部 ☎224-9027
📍同支部 ☎前記📠224-9058

🏠 外国人のための法律相談

📅1月16日(月)17:00~20:00
📍国際交流プラザ
🔗弁護士による法律相談
👤先着4人
🔗通訳希望者は要事前相談
📞1月4日(火)~13日(金)12:00に電話で、国際交流協会 ☎245-5750
📍同協会 ☎前記📠245-5751。日曜日、祝・休日休業

🏠 心配ごと相談所の電話相談

法律相談
📅1月19日(木)13:00~15:00
🔗弁護士による相談
👤先着5人
🔗裁判所で訴訟・調停中のもの、同一案件の再相談は不可
📞1月4日(火)~18日(水)15:00に電話で、心配ごと相談所 ☎209-8860(火~木曜日)

常設相談
📅火~木曜日10:00~15:00(12:00~13:00を除く)
🔗民生委員・児童委員などによる相談
📍同相談所 ☎前記📠312-2442

📍 助産師による女性のための健康相談

📅緑区 = 1月23日(月)、花見川区 = 24日(火)、美浜区 = 26日(木)。いずれも、10:00~12:00
📍保健福祉センター
🔗思春期から更年期・妊娠(望まない妊娠も含む)・出産など、女性の体や健康に関する相談
👤女性
📞1月4日(火)から電話で、同センター健康課・花見川 ☎275-6295、緑 ☎292-2620、美浜 ☎270-2213
📍健康支援課 ☎238-9925📠238-9946

📍 シニアのための就労個別相談会

📅1月25日(水)13:00~16:00
📍市民会館
🔗シニア雇用に積極的な企業7社および就労支援3機関との相談会
👤先着100人
📞1月4日(火)から電話で、生涯現役応援センター ☎256-4510
📍同センター ☎前記📠256-4507

🏠 マンション管理士による相談会

📅1月28日(土)10:00~12:00
📍高洲コミュニティセンター
📞1月27日(金)12:00までに電話で、マンション管理士会 ☎244-9091。📠244-9094も可(☎を明記)

📍 ペアレントメンターグループ相談会

📅2月9日(木)10:00~12:00
📍親子相談センター(花見川区花園1-15-3)
🔗発達障害のある子どもを育てている親による相談会
👤5人
📞1月30日(月)までにEメールで、保護者名、電話番号を明記して、市自閉症協会 📧chibasijiheisy@gmail.comへ
📍同協会 ☎・📠286-6566

📍 難病医師相談

📍 難病医師相談
📅2月9日(木)13:00~16:00

🔗潰瘍性大腸炎、クローン病、ベーチェット病(腸管型)などでお悩みの方と家族

神経・筋難病
📅2月17日(金)13:00~16:00
🔗パーキンソン病、脊髄小脳変性症、重症筋無力症、多発性硬化症、多系統萎縮症、筋萎縮性側索硬化症、スモンなどでお悩みの方と家族

膠原(こうげん)病
📅2月21日(火)13:00~16:00
🔗全身性エリテマトーデス、ベーチェット病、全身性強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎、シェーグレン症候群、関節リウマチなどでお悩みの方と家族

📍総合保健医療センター
🔗専門医による個別相談
👤各先着6人
📞1月4日(火)から電話で、健康支援課 ☎238-9968
📍同課 ☎前記📠238-9946

🏠 人権擁護委員常設相談

📅平日8:30~17:15
🔗差別待遇、名誉毀損、いやがらせ、いじめなど人権上の悩みごとについて。全国共通人権相談ダイヤル ☎0570-003-110
📍千葉地方法務局人権擁護課 ☎302-1319、男女共同参画課 ☎245-5060📠245-5539

📍 青少年の悩みごと相談

📅平日9:00~17:00
🔗非行問題、いじめ、不登校など青少年の悩みごと。相談先 = 青少年サポートセンター(中央コミュニティセンター内) ☎245-3700📠245-3711、東分室(千城台市民センター内) ☎237-5411、西分室(市教育会館内) ☎277-0007、南分室(鎌取コミュニティセンター等複合施設内) ☎293-5811、北分室(花見川市民センター等複合施設内) ☎259-1110



📺 WEBアンケートであなたの意見を市政に!

12月28日(水)~1月10日(火)、📄でWEBアンケートを行います。テーマは「パラスポーツ」「科学都市ちば」「ちば市政だより」「平和啓発事業」
抽選で、動物公園の施設利用券などを進呈。詳しくは、📄「千葉市WEBアンケート」で検索
🔗ちばシティポイント対象事業
📍広報広聴課 ☎245-5298📠245-5796

📺 介護認定調査員

居宅や施設を訪問し、タブレット型パソコンなどを利用して、聞き取り調査を行います。
雇用期間 = 4月1日(出)~来年3月31日(日)
勤務時間 = 平日9:00~16:00
給与 = 月189,638円~200,321円(予定)。期末手当、社会保険あり
🔗次の条件をすべて満たす方。
介護支援専門員・保健師・助産師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士のいずれかの有資格者。普通自動車が運転できる。パソコンで文字入力ができる。